

職場リハビリテーション実施要領

1 趣 旨

神経・精神疾患により休職中の教職員（以下「被審査者」という。）が、円滑な職場復帰が図られるよう、復職前に学校等の職場で職場リハビリテーションを実施するための手続等を定める。

2 意 義

- (1) 復職のための準備期間であるので、休職のまま職場リハビリテーションを行うことにより、職場への適応性を育成するものである。
- (2) 復職後、職場で受け持つ役割を果たし得るだけの能力及び安定性の回復状況を観察するものである。
- (3) あくまでも職場復帰への準備期間である。

3 実 施

- (1) 人事主管課は、千葉県公立学校職員健康審査会神経・精神部会（以下「部会」という。）で、職場リハビリテーションを行うことが適当であると判定された被審査者に職場リハビリテーションを実施するよう、校長に対して指示する。
- (2) 校長は、主治医の指示に基づき、6ヶ月以内の期間を定め、職場リハビリテーションを実施する。ただし、特に必要な場合は、部会の承認を得て、延長することができる。

4 校長の留意すべき事項

- (1) 人事主管課と事前に協議する。
- (2) 被審査者の職場リハビリテーション開始及び運用に当たり、本人や家族及び主治医と密接な連携を取り、十分な意見交換を行うなどして、職場復帰支援プランを立てること。（別紙1，2参照）
- (3) 被審査者のために適切な職場リハビリテーションが行われるよう、常に被審査者を指導・監督する。併せて、職場の職員等に協力を求める。
- (4) 3ヶ月毎に「職場リハビリテーションの状況報告書（様式4）」、「職場リハビリテーション日誌（様式5）」を部会に提出すること。また、職場リハビリテーションに入ってから、最初に開催される部会へ「職場復帰支援プラン」を提出すること。

なお、職場リハビリテーションの中止や継続を希望する場合は、5の期間変更による。ただし、3ヶ月の期間内に復職又は中止を希望する場合は、速やかに部会の審査を受けるため、事前に学校安全保健課担当者に連絡すること。

(5) 被審査者及びその家族に対し、以下の事項を書面で説明して了承を得ること。

- ① 主治医の指示により対応すること
- ② 職場では、常に校長の指導・監督下にあること
- ③ 出勤簿には捺印しないこと
- ④ 万一、事故が起きた場合は、公務・通勤災害の対象とならないが、傷害保険が適用されること

5 期間変更

職場リハビリテーションの実施期間を変更しようとする場合は、次の区分により、部会の承認を得なければならない。

〈中止〉

校長は、以下の理由により中止しようとする場合、必要に応じて主治医（1名）の診断書を部会に提出すること。

- ① 本人から中止の申し出があったとき
- ② 主治医から中止の指示があったとき
- ③ 職場リハビリテーションの実施が学校運営に支障をきたすと校長が判断したとき

〈継続〉

校長は、被審査者が第3項第2号の規定のより、6ヶ月を超えて、職場リハビリテーションの実施（継続）を希望する場合、第4項第4号の様式4及び様式5、「職場リハビリテーション継続に係る意見書（様式6）」及び新たな職場復帰支援プランを、職場リハビリテーション期間満了日の属する月の前月の部会へ提出する。

6 その他

- (1) この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- (2) 「観察、準備期間における『観察仮出勤のあり方』について」（昭和43年9月6日付教学保発第69号）は廃止する。